

**情報通信審議会 情報通信技術分科会放送システム委員会
マルチメディア放送システム作業班（第1回）
議事概要（案）**

1 日 時

平成20年7月30日（水） 14時00分～16時00分

2 場 所

総務省 11階1101会議室

3 議 題

- (1) マルチメディア放送システムに関する技術的条件に係る審議の進め方
- (2) 要求条件（案）の検討
- (3) 今後のスケジュールについて
- (4) その他

4 出席者（順不同、敬称略）

伊丹主任（東京理科大学）、秋定（日本ケーブルラボ）、石川（NTTドコモ、マルチメディア放送企画LLC合同会社）、内田（クアルコム・ジャパン）、大口（TBS&コミュニケーションズ）、太田（情報通信研究機構）、大野（東芝）、大森（情報通信ネットワーク産業協会）、岡田（電波産業会）、岡村（フジテレビジョン、マルチメディア放送企画LLC合同会社）、黒田（日本放送協会）、小林（矢崎総業）、佐々木（松下電器産業）、杉本（日本CATV技術協会）、鈴木（KDDI、メディアフロッジャパン企画）、高田（日本民間放送連盟）、高柳（電子情報技術産業協会）、中川（テレコムエンジニアリングセンター）、中村（デジタルラジオ推進協会）、長妻（NHKアイテック）、仁平（エフエム東京）、保科（日本電気）、宇田川代理（ソフトバンクモバイル、モバイルメディア企画）、宮澤（電波技術協会）

【事務局】奥、布施田、古川（総務省放送技術課）

5 配付資料

- 資料1-1 マルチメディア放送システム作業班 運営方針
- 資料1-2 今後の検討スケジュール（案）
- 資料1-3 要求条件検討用資料
- 資料1-4 要求条件検討用資料についての意見（構成員提出資料）
- 資料1-5 マルチメディア放送技術基準検討当面の予定（案）

参 考 資 料 1 「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」報告書の概要

- 参考資料2 マルチメディア放送導入に向けた全体スケジュール
- 参考資料3 放送システム委員会 運営方針
- 参考資料4 放送システム委員会 構成員
- 参考資料5 携帯端末向けマルチメディア放送方式に係る意見募集

6 議事概要

事務局及び伊丹主任より挨拶があった後、主任より小林構成員が主任代理に指名された。その後、以下のとおり議事が行われた。

(1) マルチメディア放送システムに関する技術的条件に係る審議の進め方

資料1-1、1-2、参考資料1、2、5により、作業班設置の背景、今後の進め方について事務局より説明があった。

(2) 要求条件（案）の検討

資料1-3について事務局より説明のあった後、資料1-4について各構成員より説明が行われた。その後、以下のやり取りがあった。

小林構成員：「VHF/UHF帯の電波の有効利用のための技術的条件」（平成19年6月情報通信審議会答申）では、VHF帯においては「テレビジョン放送を除く」放送に用いることとなっているが、そのことをどこかに明記するべきではないか。

事務局：「マルチメディア放送」については定義が定まっていない。テレビと同じ放送サービスを行うことは想定されていないが、テレビジョン放送と同等の画質を放送することが「テレビジョン放送」に当たるかは議論があるところであり、直ちに除外するものではないと考えている。

小林構成員：「限定受信」の項目を削除するという意見が出ているが、例えば中国においてはCATVの事業者毎にCAS方式が異なっていて受信機の低廉化が進まなかったという事例もあるので限定受信の統一が必要との考えもある。（本発言に対して、岡村構成員から、「限定受信を削除することを提案したわけではない」と補足）

小林構成員：移動受信時の特性を考慮して、サービスエリアのフリンジでサービス時間率がどういふ事を指すのか、エリアの定義等について検討が必要であると考ええる。受信機ではNVRAMに最低限必要な情報は保存されているが、その容量については国の規定か民間規格において最低限規定しておいた方がよいのではないか、と思う。

事務局への質問だが、あまねく放送義務への言及が「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」（以下、マルチメディア懇談会）報告書でされていたと記憶しているので、その点事務局より説明頂きたい。

事務局：（参考資料1のP.3、P.12を用いて説明後）同懇談会であまねく放送義務について議論があったが、事業者から広くカバーしていくという意向が示されたことから、基本的には「あまねく放送」に向けて取り組んでいく義務が適用されるという認識。制度をどのように設計するのはこれからだが、技術

的に100%カバーが達成可能であるということが重要であると考えている。
高柳構成員：「受信機」の項目は、どの様なことを意味しているのか。放送システム側で対応することがあり得るものなのか、疑問。

黒田構成員：情通審は放送方式の技術的条件を答申するものだと認識しており、その意味では、「受信機」の項目に記載されているものは受信機メーカーの創意工夫によるものだが、これを実現するために放送システム側でどのような事を組み込んでいるかという観点が重要かと思う。この項目が適当かどうかという点は別に考えていく必要がある。

小林構成員：VHFのLowバンドは無料放送を想定しており、端末の作り込みに対するインセンティブが湧きにくくなり、周波数の関係上、アンテナが長くなったりする可能性がある。ここで議論すべき事項かは分からないが、創意工夫を促すような必要性を要求条件として設定していくべきではないか考える。

伊丹主任：マルチメディア懇談会の中でもその事について記載されていたので、ある程度はこの場で検討をしていけば良いと考えている。

仁平構成員：「デジタル新型コミュニティ放送（以下、新型コミュニティ放送）」についても当作業班の議論の範疇に含まれているのか。

事務局：マルチメディア懇談会では、「地方ブロック向けデジタルラジオ放送（以下、地方ブロック向け放送）」に含まれているような記載であり、空き周波数帯で行うことになっている。必要であれば新たに技術基準を作ることになると考える。

仁平構成員：マルチメディア懇談会では、「新型コミュニティ放送」単独では受信機の普及が困難であることが想定されるので、「地方ブロック向け放送」の受信機の普及を受け、その受信機と同じ技術方式で実施するのが円滑な導入につながるとの議論があった。

鈴木構成員：日本全国100%をカバーするというのは、例えば、富士山の山頂をカバーしようとした場合、様々な電波を拾ってしまい、特別な方策を講じない限りSFNではカバーできない。どういう意味なのか。

黒田構成員：複数の周波数を使う等、100%カバーしようと思えば出来る技術方式でなくてはならないということ。例えば、シングルキャリアで新タワーから電波を出して大体カバー出来ます、ということではダメということ。

石川構成員：人口カバー率なのか、エリアカバー率なのか、というところも不明確。

鈴木構成員：技術方式と置局方式が混在しているので整理が必要なのではないか。

小林構成員：マルチメディア懇談会において地方ブロック向けの一事業者当たりの周波数割当てについても議論はあったのか。

黒田構成員：干渉条件などにもかかわってくるので、その点については議論が必要。しかし、その上でどのように周波数を割り当てるかは総務省の専管事項と認識。

事務局：まず、ハードとソフトは別に分けて考えるべき。ハード事業者は「地方ブ

ロック向け放送」で各ブロックに1との報告がマルチメディア懇談会であった。その上で、地域ごとにそのような放送が可能な方式についてご議論頂ければと思う。

伊丹主任：そういう事も含めて技術的条件を検討していく必要があると思う。要求条件は絞り過ぎても、広げ過ぎても良くない。

(3) 今後のスケジュールについて

事務局より今後のスケジュールについて説明があった。

(4) その他

資料1-3、1-4についての意見、本会合での議論を踏まえた意見があれば8月1日までに事務局に提出することとなった。また、次回会合を8月19日に予定していることについて事務局より連絡があった。その後、以下のやり取りがあった。

小林構成員：特定の技術方式を排除する要求条件は考慮すべきでないと考えている。

伊丹主任：その通り。

小林構成員：コンテンツに関わる話したが、車に対する応用について車載端末についての意見も聞く必要があると思う。

高田構成員：参考資料2についてだが、制度と技術は独立していくものであるとの認識でよいか。また、制度についてはどのようなスケジュールとなっているのか。

事務局：制度については、技術基準の審議と並行し総務省内で検討を進めている段階。

以上